ニ　税務署長は、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の確定防衛特別法人税額があるときは、当該法人に対し、当該確定防衛特別法人税額のうち、法人税の還付金の額に一〇〇分の四を乗じて計算した金額に当該課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係）

(八)　当該職員の質問検査権及び罰則

当該職員の質問検査権及び罰則について必要な規定を定める。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四二条及び第四四条～第四八条関係）

(九)　その他

更正の請求の特例、還付の手続等について法人税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、防衛特別法人税に関する規定の適用がある場合における法人税法その他の法律の適用につき必要な事項を定める。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第七条、第一二条、第三四条～第三九条、第四一条及び第四三条関係）

3　たばこ税の税率について、次の措置を講ずることとした。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四九条及び附則第六三条～第六六条関係）

(一)　令和九年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、当分の間、一、三〇二円／一、〇〇〇本（本則一、二円／一、〇〇〇本）とする。

(二)　令和九年四月一日以後に特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、当分の間、一万五、九二四円／一、〇〇〇本（本則一万四、四二四円／一、〇〇〇本）とする。

(三)　(一)及び(二)の見直しに伴い、たばこ税の税率に係る次の経過措置を講ずる。

(1)　次の税率改正の日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、それぞれ次の税率とする。

税率改正の日	令和九年四月一日	令和一〇年四月一日	令和一一年四月一日
税率（一、〇〇〇本当たり）	七、三〇二円	七、八〇二円	八、三〇二円

(2)　次の税率改正の日以後に特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、それぞれ次の税率とする。

税率改正の日	令和九年四月一日	令和一〇年四月一日	令和一一年四月一日
税率（一、〇〇〇本当たり）	一万四、九二四円	一万五、四二四円	一万五、九二四円

(四)　(三)の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため一定数量以上所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行う。

4　令和八年度以降の各年度における防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額の一、〇〇〇分の一九〇に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとした。（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五八条関係）

一三　所得税法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第六号）の一部改正関係

公益信託に関する法律の施行に伴う所要の措置を講ずることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五三条及び第五四条関係）

一四　その他

1　所得税の抜本的な改革に係る措置（附則第八一条関係）

(一)　政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとした。

(二)　(一)の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとした。

2　所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置

政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、1の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとした。（附則第八二条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律（法律第一四号）（農林水産省）

一　土地改良法の一部改正関係

1　目的規定及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

目的規定について、農業生産の基盤の整備及び保全を図るものとし、農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資するものとするとともに、土地改良長期計画に係る規定を同様に見直すこととした。（第一条及び第四条の二関係）

2　申請によらない土地改良事業の対象となる事業の追加

国又は都道府県は、事業参加資格者からの申請によらず、基幹的な土地改良施設の更新事業を実施できることとした。（第八七条の二関係）

3　連携管理保全事業の創設

(一)　土地改良区は、土地改良施設及び当該土地改良施設との間に相当の関連性がある施設（以下「関連施設」という。）の管理者等と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動、当該活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行う取組及び当該取組における役割分担、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化等の取組（以下「連携管理保全事業」という。）を行おうとする場合には、連携管理保全事業の計画（以下「連携管理保全計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第五七条の一一関係）

(二)　土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関する協議を行うため、協議会を組織することができることとした。（第五七条の一四関係）

4　急施の事業の対象となる事業の追加

(一)　急施の防災事業において、農業用用排水施設が老朽化したこと等により決壊その他の事故による被害を防止するため急速に農業用用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急防災等工事計画を定めてその土地改良事業を実施できることとするとともに、その対象に既存の農業用用排水施設に代わる農業用用排水施設の新設を追加することとした。（第八七条の四及び第九六条の四関係）

(二)　急施の復旧事業において、土地改良施設の復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする再度災害の防止又は当該復旧事業に係る突発事故被害と類似の被害の防止のために行う当該復旧事業に係る土地改